

○南伊豆地域清掃施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める  
条例施行規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第22号  
令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 事務機器、情報通信機器等を借り入れる契約
- (2) 車両を借り入れる契約
- (3) ソフトウェアを借り入れる契約

2 条例第2条第2号に規定する契約の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 事務機器、情報通信機器等の保守に関する契約
- (2) ソフトウェアの保守及び運用に関する契約

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、長期継続契約の締結に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。